

水 道



大垣市南部水源地

— 内 容 —

上 水 道
簡 易 水 道
下 水 道

上 水 道

1. 概 要

本市は良質豊富な地下水に恵まれ、これを利用して繊維工業を中心に県内第一の工業都市として発展してきた。しかし、次第に地下水位の低下を招き、湧水量の減少がみられるようになってきた。

このため、衛生的で安定した生活用水の供給を目標として、昭和 32 年 1 月 19 日事業認可を受け原水を地下水に求め昭和 33 年 12 月 26 日給水を開始した。概要は、給水区域 447ha（市街地の一部）、計画給水人口 63,500 人、工事費 340,000 千円、工期昭和 32 年～36 年、1 日最大給水量 15,240m³、1 人 1 日最大給水量 240ℓとし、水源地 4 か所（深井戸 4 井）でポンプ加圧式により給水する事業計画とした。

(1) 第 1 次変更

住民の上水道拡張の要望と事業経営の合理化を図るため、計画給水区域を拡張し、水源地 4 か所から 2 か所に変更して、昭和 36 年 8 月 21 日第 1 次変更の事業認可を受けた。概要は、給水区域 712ha、計画給水人口 78,800 人、工事費 490,000 千円、工期昭和 32 年～40 年、1 日最大給水量 18,912m³、1 人 1 日最大給水量 240ℓとし、水源地 2 か所（深井戸 4 井）でポンプ加圧式により給水する事業計画とした。

(2) 第 2 次変更

急速な都市の発展により、既給水区域周辺地区からの上水道拡張の要望が高まり、計画給水区域の拡張を主目標として、昭和 39 年 12 月 21 日第 2 次変更の事業認可を受けた。概要は、給水区域 858ha、計画給水人口 95,000 人、工事費 665,000 千円、工期昭和 32 年～44 年、1 日最大給水量 22,800m³、1 人 1 日最大給水量 240ℓとし、水源地 2 か所（深井戸 5 井）でポンプ加圧式により給水する事業計画とした。

(3) 第 3 次拡張

近年高度経済成長による生活様式の向上により水需要は急速かつ大幅に増加し、加えて昭和 42 年 9 月隣接する不破郡赤坂町の合併に伴う赤坂町上水道の統合など、状況の変化に適応するため配水能力を増大した安定供給体制の確立に向けて、昭和 45 年 3 月 31 日第 3 次拡張の事業認可を受けた。概要は、給水区域 7,183ha、計画給水人口 150,000 人、工事費 2,600,000 千円、工期昭和 45 年～平成 5 年、1 日最大給水量 60,000m³、1 人 1 日最大給水量 400ℓ、水源地 5 か所（深井戸 13 井）でポンプ加圧式（一部自然流下式）により給水する事業計画とした。

(4) 第 4 次変更

産業構造や生活様式の多様化が進み、郊外への人口の分散化も著しい中で、将来の水需要に対応し、全市域完全給水を目途とする計画を策定、平成 6 年 3 月 31 日第 4 次変更の事業認可を受けた。概要は、給水区域 7,292ha、計画給水人口 158,100 人、工事費 21,085,000 千円、工期平成 6 年～15 年、1 日最大給水量 71,530m³、1 人 1 日最大給水量 452ℓ、水源地 5 か所（深井戸 16 井）でポンプ加圧式により給水する事業計画とした。

(5) 第5次変更

成熟した都市化の進展や少子化社会の形成により、需要者に継続して安全で安定した給水を目的とした施設の強化充実を図るため、平成16年3月19日第5次変更の事業認可を受けた。概要は、給水区域 7,292ha、給水計画人口 158,100人、工事費 11,515,700千円、工期平成16年～25年、1日最大給水量 71,530m³、1人1日最大給水量 452ℓ、水源地5か所（深井戸19井）でポンプ加圧式により給水する事業計画である。

上石津町・墨俣町との合併により平成18年3月27日墨俣町上水道事業を譲受した。

概要は給水区域 260ha、計画給水人口 6,950人、工事費 693,224千円、工期平成16年～23年、1日最大給水量 2,763 m³、1人1日最大給水量 595ℓ、水源地3か所（深井戸5井）でポンプ加圧式により給水する事業計画である。

2. 水道施設

(1) 水源地施設

水源地名	取水能力m ³ /日	所 在
西 崎	8, 200	大垣市西崎町2丁目56番地
緑 園	19, 800	〃 緑園1番地
赤 坂	10, 160	〃 赤坂新田1丁目57番地
北 部	26, 340	〃 興福地町2丁目104番地
南 部	6, 400	〃 外渕4丁目68番地1
墨俣第一	2, 304	〃 墨俣町墨俣242番地1
墨俣第二	2, 765	〃 墨俣町下宿562番地
墨俣第三	374	〃 墨俣町二ツ木37番地

(2) 施設及び業務概要表

区分 \ 年度	17	18	19	20	21
行 政 人 口 (人)	166,342	166,925	166,960	165,420	164,680
計 画 給 水 人 口 (人)	165,050	165,050	165,050	165,050	165,050
給水区域内人口 (A) (人)	159,993	160,527	160,649	159,133	158,378
給 水 人 口 (B) (人)	154,914	155,475	155,730	154,245	153,455
普及率 B/A×100 (%)	96.8	96.9	96.9	96.9	96.9
配 水 管 延 長 (m)	767,276	774,295	783,112	791,386	795,473
取 水 能 力 (m ³ /日)	71,263	76,343	76,343	76,343	76,343
年 間 総 配 水 量 (m ³)	21,624,320	21,600,125	21,756,850	21,326,109	21,064,459
1 日 最 大 配 水 量 (C) (m ³)	66,979	66,719	64,755	65,384	63,791
1 日 平 均 配 水 量 (D) (m ³)	59,244	59,178	59,445	58,428	57,710
1 人 1 日 最 大 配 水 量 (C/B×1000) (ℓ)	432	429	416	424	416
1 人 1 日 平 均 配 水 量 (D/B×1000) (ℓ)	382	381	382	379	376
年 間 総 有 収 水 量 (m ³)	16,246,153	16,249,359	16,301,124	16,041,884	15,811,982

(3) 職員数

(単位：人)

区分	年度	17	18	19	20	21
職員数	事務職員	16	15	14	14	15
	技術職員	12	13	13	13	13
	技能労務職員	18	18	16	16	16
	計	46	46	43	43	44

3. 水道料金（大垣地域）

(1) 基本料金（1か月）

(消費税等含む)

口径	一般用・公衆浴場用	消防用
13 mm	使用水量 8 m ³ まで 735 円	
20 mm	使用水量なしで 945 円	
25 mm	” 1,260 円	
40 mm	” 2,835 円	525 円
50 mm	” 5,460 円	1,890 円
75 mm	” 10,605 円	2,415 円
100 mm	” 15,750 円	3,045 円

(2) 従量料金

用途の種類	料 金 (1 m ³ につき)
一般用口径	13 mm 1か月使用水量 8 m ³ を超える分 94.5 円
	20 mm以上 — 94.5 円
公衆浴場用	— 47.25 円
消防用	火災および演習以外に使用した場合に限る 94.5 円

水道料金は、基本料金と従量料金の合計額で 10 円未満の端数は切り捨てとする。

墨俣地域における料金については、基本料金にあつては使用水量 10 m³まで 787.5 円、従量料金にあつては 1 m³につき 84 円とする。

4. 検針および集金業務（平成 21 年度）

(1) 検針業務

検針方法（隔月）	委託人員	年間検針件数	年間検針委託料
委託	18 人	352,828 件	33,518,660 円

(2) 集金業務

集金方法（隔月）	委託人員	年間集金件数	年間集金委託料
委託	1 人	3,764 件	2,347,650 円

5. 財政状況(税込み)

(1) 収益的収入及び支出

(収 入)

(単位：千円)

区分	年度	19 決算額	20 決算額	21 決算額	22 予算額 (当初)
水道事業収益		1,991,215	1,952,796	1,950,313	1,944,000
1. 営業収益		1,825,760	1,811,943	1,796,461	1,758,200
給水収益		1,818,354	1,804,890	1,789,985	1,750,000
受託工事収益		—	—	—	—
他会計負担金		2,416	1,941	1,178	3,400
その他営業収益		4,990	5,112	5,298	4,800
2. 営業外収益		165,455	140,853	153,852	185,800
受取利息及び配当金		6,855	6,789	2,589	1,800
雑収益		158,600	134,064	151,263	184,000
3. 特別利益		—	—	—	—
過年度損益修正益		—	—	—	—

(支 出)

(単位：千円)

区分	年度	19 決算額	20 決算額	21 決算額	22 予算額 (当初)
水道事業費用		1,682,679	1,677,894	1,678,879	1,744,000
1. 営業費用		1,429,517	1,472,479	1,477,631	1,562,400
原水及び浄水費		199,383	212,086	237,390	227,400
配水及び給水費		367,038	390,182	326,864	366,400
受託工事費		—	—	—	—
総係費		215,756	204,686	230,683	256,200
減価償却費		602,858	621,018	621,511	641,000
資産減耗費		44,482	44,507	61,183	71,300
その他営業費用		—	—	—	100
2. 営業外費用		253,162	205,415	201,248	181,100
支払利息及び企業債取扱諸費		194,921	172,688	152,424	151,100
雑支出		20,949	7,769	7,591	8,000
消費税及び地方消費税		37,292	24,958	41,233	22,000
3. 特別損失		—	—	—	—
過年度損益修正損		—	—	—	—
4. 予備費		—	—	—	500

(2) 資本的收入及び支出

(収 入)

(単位：千円)

区分 \ 年度	19 決算額	20 決算額	21 決算額	22 予算額 (当初)
資本的收入	212,229	92,128	217,821	478,000
1. 企業債	10,000	—	60,000	360,000
2. 出資金	—	—	15,772	15,000
3. 負担金	112,229	88,228	142,049	103,000
4. 補助金	—	3,900	—	—

(支 出)

(単位：千円)

区分 \ 年度	19 決算額	20 決算額	21 決算額	22 予算額 (当初)
資本的支出	1,315,620	1,475,986	1,128,387	1,406,000
1. 建設改良費	855,045	1,026,286	785,943	1,058,100
2. 企業債償還金	460,575	449,700	242,444	247,900
3. 投資	—	—	100,000	100,000

簡 易 水 道

1. 概 要

近年各家庭で使用する井戸地下水位は低下現象を表わしてきた。このため周辺農村集落地において衛生的で安定した生活用水確保の要望が高まり、昭和 28 年以降順次簡易水道事業として認可を受けて設立し、昭和 43 年当初において 20 か所に達した。

その後施設の老朽化、使用水量の増加に伴う原水の確保、維持管理の面などから上水道への合併を順次実施し、大垣地域では深池簡易水道 1 か所が事業を継続している。

上石津町・墨俣町との合併により平成 18 年 3 月 27 日上石津町簡易水道事業を譲受した。

概要は簡易水道 2 事業・飲料水供給施設 2 施設、給水区域 780ha、計画給水人口 8,635 人、浄水場及び水源地 8 か所で自然流下式とポンプ加圧式により給水する計画である。

区分 \ 年度	19	20	21
行政人口 (人)	166,960	165,420	164,680
給水区域内人口 (A) (人)	6,785	6,743	6,696
給水人口 (B) (人)	6,765	6,723	6,677
普及率 $B / A \times 100$ (%)	99.7	99.7	99.7
配水管延長 (m)	54,777	54,777	54,777
年間総配水量 (m ³)	946,054	956,814	901,446
1日平均配水量 (C) (m ³)	2,584	2,622	2,470
1人1日平均配水量 (C/B×1000) (ℓ)	382	390	370
年間総有収水量 (m ³)	652,746	632,965	625,004
簡易水道数	6	6	6
飲料水供給施設数	2	2	2

下 水 道

1. 概 要

●大垣地域

大垣地域の下水道は、公共下水道大垣処理区として昭和 30 年 3 月に事業認可を得て、昭和 37 年 4 月に供用開始しました。汚水事業としては、生活様式の向上による汚水量の増大や市街地拡大などの社会情勢の変化、公共用水域の更なる水質保全のため、処理区域の拡張並びに伊勢湾下水道整備総合計画に伴う処理施設の高度処理化など 13 次におたり事業計画の変更を行い、鋭意整備区域の拡大に努めています。雨水事業としては、都市化の進展、降雨減少の変化などによる浸水被害が発生しており、被害の低減に向けて雨水ポンプ場の増設及び新設を行っています。

年月	内 容	処理区域 (ha)	計画人口 (人)
S30. 3	認可取得	436	67,000
S33. 3	第 1 次変更認可取得 (厚生省認可からの変更)	436	67,000
S38. 3	第 2 次変更認可取得 (区域拡張)	607	70,200
S47. 12	第 3 次変更認可取得 (区域拡張)	1,106	87,900
S52. 6	第 4 次変更認可取得 (処理施設配置変更)	1,106	87,900
S57. 8	第 5 次変更認可取得 (区域拡張)	1,304	87,900
H 1. 2	第 6 次変更認可取得 (区域拡張)	1,987	99,600
H 7. 5	第 7 次変更認可取得 (区域拡張)	2,986	129,100
H14. 12	第 8 次変更認可取得 (区域拡張、平町処理区追加、高度処理導入)	大垣 3,194	126,800
		平町 11	200
H16. 10	第 9 次変更認可取得 (処理能力の変更)	大垣 3,194	126,800
		平町 11	200
H18. 3	第 10 次変更認可取得 (処理施設配置変更)	大垣 3,194	126,800
		平町 11	200
H19. 3	第 11 次変更認可取得 (ポンプ場の能力変更)	大垣 3,194	126,800
		平町 11	200
H20. 8	第 12 次変更認可取得 (ポンプ場の能力変更)	大垣 3,194	126,800
		平町 11	200
H21. 9	第 13 次変更認可取得 (区域拡張)	大垣 3,349	127,400
		平町 11	200

●上石津地域

上石津地域の下水道は、散在する集落を効率的に処理するため、特定環境保全公共下水道としての北部・中部処理区、農業集落排水としての南部・西山処理区、小規模集落排水としての平井処理区の計 5 処理区があり、平成 17 年 4 月に全処理区の整備が完了しています。

年月	内 容	処理区域 (ha)	計画人口 (人)
H 5. 12	事業認可取得 (北部処理区)	49	2, 140
H 6. 6	事業認可取得 (西山処理区)	8	150
H 9. 4	事業認可取得 (南部処理区)	179	1, 720
H11. 7	第 1 次変更認可取得 (北部処理区、区域拡張)	69	2, 950
H13. 3	事業認可取得 (中部処理区)	72	2, 340
H13. 5	事業認可取得 (平井処理区)	2. 5	70
H14. 3	第 2 次変更認可取得 (北部処理区)	69	2, 950
	第 1 次変更認可取得 (中部処理区)	72	2, 340
H15. 3	第 1 次変更認可取得 (南部処理区)	179	1, 770

●墨俣地域

墨俣地域の下水道は、平成 11 年に公共下水道として事業認可を受けました。その後、合併に伴い大垣地域と整合を図るため、基本計画の見直しを行い、平成 20 年に高度処理を位置付けした事業計画の変更認可を受けました。

現在、平成 24 年度末の供用開始を目指して事業を進めています。

年月	内 容	処理区域 (ha)	計画人口 (人)
H11. 10	事業認可取得	51	2, 300
H20. 4	第 1 次変更認可取得 (区域拡張、高度処理)	70	2, 840

2. 下水道施設 (平成 21 年度末)

(1) 管 渠

管渠総延長 850, 678. 3m 汚水管渠延長 769, 129. 0m
 雨水管渠延長 81, 549. 3m

(2) 終末処理場一覧表

処理場名称	処理区域	処理能力 (日最大)	運転開始年月日	処理方法
大垣市浄化センター	大垣処理区	80, 200 m ³ /日	昭和36年5月28日	標準活性汚泥法による高級処理、高度処理
大垣市上石津北部浄化センター	北部処理区	1, 565 m ³ /日	平成12年5月8日	オキシデーションディッチ法による高級処理
大垣市上石津中部浄化センター	中部処理区	1, 200 m ³ /日	平成17年4月1日	オキシデーションディッチ法による高級処理
大垣市上石津南部浄化センター	南部処理区	568 m ³ /日	平成15年5月20日	鉄溶液注入連続流入間欠ばっ気方式
大垣市上石津西山浄化センター	西山処理区	50 m ³ /日	平成9年11月1日	接触ばっ気方式
大垣市上石津平井処理場	平井処理区	22 m ³ /日	平成15年5月10日	沈殿分離、接触ばっ気方式

3. 平成 21 年度供用開始状況

供用開始年月日	平成 22 年 3 月 31 日
供用開始区域	浅草 1 丁目、浅草 4 丁目、浅西 4 丁目、横曽根 3 丁目、横曽根 4 丁目、横曽根 5 丁目、大島町 2 丁目、開発町 1 丁目、津村町 1 丁目、赤坂町字石之戸、赤坂町字花岡山、南市橋町字蔵王下、昼飯町字牧野、昼飯町字東町田、昼飯町字川尻、稲葉東 1 丁目、稲葉東 2 丁目、稲葉東 3 丁目、稲葉西 1 丁目、稲葉西 2 丁目、稲葉北 1 丁目、稲葉北 2 丁目、稲葉北 3 丁目、福田町字北屋敷、上石津町牧田字上野 の各一部区域

4. 普及状況

年度 項目	17	18	19	20	21
行政区域面積 (ha)	20,652				
行政区域人口 (A) (人)	159,661	159,836	159,590	158,966	158,959
行政区域世帯 (世帯)	56,637	57,295	57,870	58,219	58,763
計画区域面積 (ha)	4,263.0	4,263.0	4,264.1	4,315.2	4,315.2
認可区域面積 (ha)	3,586.2	3,586.2	3,586.2	3,605.4	3,760.1
処理区域面積 (ha)	2,981.3	3,083.9	3,168.2	3,261.7	3,344.9
処理区域人口 (B) (人)	117,361	120,629	123,885	125,301	128,724
処理区域世帯 (世帯)	42,722	44,268	45,883	46,811	48,526
水洗化人口 (C) (人)	94,569	97,850	101,317	103,049	106,252
水洗化世帯 (世帯)	34,598	36,070	37,666	38,568	40,114
普及率 (B/A) (%)	73.5	75.5	77.6	78.8	81.0
水洗化率 (C/B) (%)	80.6	81.1	81.8	82.2	82.5

※ 人口及び世帯数は住民基本台帳による

5. 水洗便所（下水道接続）の奨励

下水道管の布設工事に先だって、各自治会単位に下水道事業受益者負担金の趣旨説明とあわせて排水設備の設置、便所の水洗化、資金の融資あっせん利子補給制度、法的根拠、工事施工の業者、使用料金等について説明会を実施している。また、供用開始後3年をめどに、未施工家庭に対し文書や訪問により普及促進を図っている。

水洗便所（宅地内排水設備設置）状況及び改造資金貸付状況

区 分 \ 年 度	1 7	1 8	1 9	2 0	2 1
水洗便所設備 (自己資金) (A) (戸)	1,244	1,344	1,375	1,156	944
〃 (貸付金利用) (B) (戸)	—	—	—	—	—
〃 (融資利用) (C) (戸)	6	2	2	5	3
貸付金額及び 融資金額 (千円)	2,120	1,400	1,380	4,240	1,390
(A+B)・(A+C) 計 (戸)	1,250	1,346	1,377	1,161	947

6. 下水道受益者負担金・分担金制度

(1) 下水道受益者負担金制度（大垣地域）

下水道事業は都市整備と市民の環境衛生を向上させるため、道路・公園等の整備と共に市の重要施策として、昭和30年に都市計画事業として認可を受け即時着工し、同36年に初めて浄化センターの運転を開始し、翌年4月1日寺内町及び田町等8.81haの処理区域の供用を開始し、逐次その区域を拡大してきたが、従来どおり国庫補助と起債のみに依存することが困難となり昭和44年に審議会を設け、「下水道事業の促進化」について諮問したところ、受益者においても建設工事費の一部を負担することが適当であるとの答申を得たので、昭和45年大垣都市計画下水道事業受益者負担に関する条例を制定した。その後、平成21年度に、市街化区域公共下水道事業受益者負担金徴収条例に条例改正して、受益者負担金を賦課徴収している。これを建設財源に充当することにより、整備促進を図っている。

- ① 条例制定年月日 昭和45年10月28日
- ② 受益者負担金 負 担 額 98円/m²
納 付 方 法 一括納付・3年分割(年2回)
一 括 納 付 報 奨 金 納期内に一括で納付したときは、報奨金を交付する。

(2) 下水道受益者分担金制度（大垣地域）は、平成22年度から市街化調整区域の下水道整備着手にあたり、平成21年度に市街化調整区域公共下水道事業受益者分担金徴収条例を制定した。市街化調整区域は建物が存在する土地を対象に、土地所有者、若しくは

建物所有者から賦課徴収し、下水道整備の建設財源に充当して整備促進を図っている。

- ① 条例制定年月日 平成 22 年 3 月 23 日
- ② 受益者分担金

建物の種類	排水人口	分担金の額	一括納付報奨金額
一般住宅	—	170,000 円	14,000 円
店舗・事業所等	30 人以下	170,000 円	14,000 円
	31 人以上 90 人未満	350,000 円	28,000 円
	90 人以上 150 人未満	550,000 円	40,000 円
	150 人以上 300 人未満	950,000 円	60,000 円
	300 人以上 500 人未満	1,550,000 円	70,000 円
	500 人以上	3,700,000 円	70,000 円

納付方法 一括納付・5年分割（年4回）

(3) 下水道受益者分担金制度（上石津地域 特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業）
施設を利用できる地域の人々が限られているため、公平な負担を基本理念に、受益者分担金を、下水を排水する建築物の所有者又は権利者から賦課徴収している。

- ① 条例制定年月日 平成 9 年 3 月 26 日
- ② 受益者分担金 分担金額 1 世帯又は 1 事業所当たり 35 万円
納付方法 一括納付・5年分割（年4回）
一括納付報奨金 納期内に一括で納付したときは、報奨金を 3 万円交付する。

7. 下水道使用料

(1) 大垣地域

水道水使用 1 か月

(消費税等含む)

基本使用料	使用水量	使用料
	0 m ³ ～10 m ³	1,050 円
従量使用料	使用水量	使用料 / m ³
	11 m ³ ～100 m ³	99.75 円
	101 m ³ ～	115.5 円

別に定める水質の汚水を放流するものについては、放流する汚水の水質に応じて汚水量 1 m³につき 157.5 円の範囲内で使用料を増額して徴収する。

井戸水使用 1 か月

区分	基本放流量	基本放流量を超える場合
一般家事用	1 人	14 m ³
	2 人	21 m ³
	3 人	27 m ³
		1 人増すごとに 5 m ³

官公庁、事務所、医院(入院設備のないもの)その他これに類するもの	人員10人まで 54 m ³	5人又はその端数ごとに 27 m ³
病院、医院(入院設備のあるもの)その他これに類するもの	5ベッドまで 101 m ³	1ベッド増すごとに 20 m ³
学校、幼稚園、保育園その他これに類するもの	定員50人まで 121 m ³	50人又はその端数ごとに 121 m ³
劇場、映画館その他これに類するもの	定員100人まで 54 m ³	50人又はその端数ごとに 27 m ³
旅館、ホテル、サウナ、風呂、料理店その他これに類するもの	従業員5人まで 216 m ³	1人増すごとに 43 m ³
飲食店、喫茶店、貸席、遊技場その他これに類するもの	従業員5人まで 81 m ³	1人増すごとに 16 m ³
理容業、美容業、写真業その他これに類するもの	従業員5人まで 81 m ³	1人増すごとに 16 m ³
食肉販売、魚介類販売業、豆腐こんにゃく製造業、クリーニング業、染め物洗い張り業	従業員5人まで 81 m ³	1人増すごとに 16 m ³
上記の区分に該当しないもの	その都度認定する量	その都度認定する量

(水量認定の対象となる人員及び従業員は、居住者でない通勤、通学者を含むものとする。)
 ※下水道使用料は上記使用料金表により計算した額で、10円未満の端数は切り捨てとする。

(2) 上石津地域

一般家庭の場合 1か月 (消費税等含む)

基本使用料	加算使用料
2,100円	家庭の雑排水、し尿 1人から5人まで世帯1人当たり・・・630円 6人以上1人増すごとに・・・315円

事業所等の場合 1か月 (消費税等含む)

基本使用料	加算使用料
3,150円	使用水量 1 m ³ 当り 105円

(上石津地域の集会施設のうち規則で定める施設の基本使用料は2,100円)